平成２６年（フ）第１０４号
愛知県一宮市大和町妙興寺字権現浦５番地４
債務者　西山浩二こと　趙　　英耒
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０５号
愛知県一宮市多加木１丁目４番６号　パークサイド花水木105号、従前の住所愛知県一宮市大和町妙興寺字権現浦５番地４
債務者　西山知里こと　尹　　千里
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２８号
愛知県稲沢市桜木１丁目９番18号　プリムローズ101
債務者　木村　惠一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３８３号
大津市大萱７丁目21番５号　ハイツアムール201号、前住所千葉県千葉市美浜区高洲３丁目６番２棟202号
債務者　古山　善久
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５号
大津市下阪本４丁目21番25号
債務者　徳原　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２１号
大津市仰木の里３丁目５番21号　モンテカンパーニャＣ―202
債務者　伊藤　直美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
大津市神宮町11番３―108号
債務者　堀江　政孝
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０９号
福岡市博多区博多駅前２丁目９番３―1116号
債務者　徳永　康男
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３４号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番２―103号
債務者　柴崎　広治
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３５号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番２―103号
債務者　柴崎　広子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３６号
福岡市西区泉３丁目４番７―202号
債務者　田中　篤徳
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４６号
福岡県糟屋郡新宮町下府３丁目３番３号　高野アパート６号
債務者　藤島　節子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５３号
福岡市西区愛宕３丁目21番19号
債務者　福本　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５７号
福岡県大野城市下大利団地５番403号
債務者　平井　　渉
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６７号
福岡市博多区博多駅南５丁目26番46―203号
債務者　栗下　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７１号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目18番36号
債務者　柿木　　武
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８６号
福岡市東区筥松３丁目19番20―1006号
債務者　田尻　　修
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部